

議会運営委員会 会議録

日 時 令和6年5月24日（金曜日）

午前10時00分開会、午前11時32分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和6年第3回（9月）定例会の日程（案）について

(2) 令和6年第2回（6月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア	報 告	16件
イ	条 例	5件
ウ	補正予算	1件
エ	契 約	2件
オ	財産の処分	1件
カ	市道の認定等	1件
キ	その他の単独議案	1件

③ 請願・陳情について

④ 各種委員会委員の選出について

【土浦市男女共同参画推進委員会委員（選出すべき人数 1名）】

- ・委員の任期 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで
- ・従来の選出方法 総務市民委員会から1名選出

【土浦市都市計画審議会委員（選出すべき人数 3名）】

- ・委員の任期 令和6年7月1日から令和8年6月30日まで
- ・従来の選出方法 各委員会から1名選出

(3) 議会報告会出席議員について

(4) 「政務活動費の手引き」の改正について

(5) 一般質問における一括質問一問一答方式及び一問一答方式の運営について

(6) 委員会会議録不存在的報道に関する要望書への回答について

(7) 公共施設包括管理に関する研修の開催について

(8) 年間を通じた服装調節について

(9) パロアルト市（姉妹都市）への訪問者について

(10) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子
副委員長 目黒 英一
委員 小坂 博
委員 勝田 達也
委員 矢口 勝雄
委員 田中 義法
委員 菅井 歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 島岡 宏明
副議長 鈴木 一彦

説明のため出席した者（5名）

副市長 片山 壮二
副市長 小林 勉
市長公室長 山口 正通
財政課長 瀬古澤 時人
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 櫻井 良哉
次長 元川 宏
次長補佐 小野 聡
主査 津久井 麻美子
主任 堀内 美夜子
主幹 高橋 陽平
主事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、初めに議長から御挨拶願います。

○島岡議長 皆さんおはようございます。早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私の議長の職を仰せつかってから、ちょうど1年になりまして、また気持ちを新たに、この議会運営のほうやっしていきたいと思っております。つきましては、議会運営委員会の皆さんにおかれましても、これから1年間よろしく願いいたします。今日も議案がいろいろございますので、慎重審議よろしく願いいたします。

○吉田委員長 早速、協議事項に入ります。協議事項(1)令和6年第3回(9月)定例会の日程(案)について、協議をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○片山副市長 日程を御説明する前に、4月に就任しました小林副市長から御挨拶をさせていただければと存じます。

○小林副市長 去る4月1日付をもって、副市長を拝命しました小林でございます。よろしく願いいたします。

(「よろしく願いいたします。」の声あり)

○片山副市長 それでは資料を説明させていただきます。サイドブックス、議会運営委員会、令和6年5月24日開催。資料1、令和6年第3回土浦市議会定例会日程案をお願いいたします。よろしいでしょうか。資料のとおり9月3日火曜日開会、9月25日水曜日閉会の会期でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 ただ今の件で何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございます。それでは、令和6年第3回定例会の日程については、執行部説明のとおりといたします。つぎに、協議事項(2)令和6年第2回(6月)定例会の運営について協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いします。

○片山副市長 つぎにですね、第2回定例会の提案につきましてはサイドブックス、同じく令和6年5月24日開催、資料2のですね、令和6年第2回土浦市議会定例会日程案をお願いいたします。よろしいでしょうか。資料のとおりですね、6月4日火曜日開会、6月20日木曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 ただ今の件で何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ではつぎに、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、執行部から説明をお願いします。

○山口市長公室長 改めましておはようございます。4月から市長公室長となりました山口でございます。何卒よろしく願いをいたします。私の方から議案等の概要につきまして説明をさせていただきます。今回の提出案件は、報告16件、議案11件、合わせて27件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件の一覧です。報告と

いたしましては、専決処分7件、予算の繰越6件、法人の経営状況3件、議案といたしましては、条例5件、補正予算1件、3ページにまいりまして、契約2件、財産の処分1件、市道の認定等1件、その他の単独議案1件でございます。4ページをお願いいたします。報告案件について説明させていただきます。まず、専決処分の承認について。報告第5号土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正につきましては、水道法施行規則の改正に伴い、水道整備・管理行政における国の所管を変更する改正でございます。報告第6号土浦市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市民税関係では、個人市民税の定額減税について、令和6年度分の個人市県民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族、国外居住者を除く1人につき1万円を減税する改正。固定資産税関係では、固定資産税等の土地に係る負担調整措置について、地価の上昇等による税負担の急激な上昇を緩和するため、課税標準額を調整する、現行の負担調整措置を3年間、令和8年度まで延長する改正などでございます。5ページをお願いいたします。報告第7号土浦市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税について、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げる改正、国民健康保険税の5割軽減世帯と2割軽減世帯における、軽減判定所得基準額を拡大する改正でございます。これは、高所得層に、より多くの負担をいただくことにより、中間所得層の負担を抑えるとともに、所得の低い世帯の軽減範囲を拡大するものです。以上の3件の条例改正に係る専決処分につきましては、いずれも法律等の改正が昨年度末であり、かつ、本年4月1日から施行する必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、議案第5号については3月29日、第6号、第7号については、3月30日付で専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定に基づく御承認をお願いするものでございます。つづきまして、専決処分の報告について。報告第8号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、神立中央三丁目地先、神立小学校前において、相手方車両が、駐車場から市道へ出庫する際に、側溝に設置してあるグレーチング蓋が跳ね上がり、車両の一部が破損した事故の和解でございます。6ページをお願いいたします。報告第9号公用車に係る物損事故の和解につきましては、神立地区コミュニティセンター駐車場において、職員が、駐車した公用車の車内から出ようと運転席のドアを開けた際に、隣に駐車していた相手方車両に接触し、車両の一部が破損した事故の和解でございます。報告第10号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、殿里地先において、大雨によりU字溝と集水柵の接合部の亀裂から雨水が流失し、法面の土砂崩れが発生したことで、相手方敷地内に土砂が流入し、植栽に損害が生じた事故の和解でございます。報告第11号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が、神立東1丁目地先の市道I級42号線（田村沖宿線の延伸）を走行中、道路の陥没箇所にて右前輪が接触し、車両の一部が破損した事故の和解でございます。以上4件の和解に係る専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、和解成立日に専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものでございます。7ページをお願いいたします。報告第12号か

ら、第17号までの6件につきましては、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき、各会計の予算の繰越について報告するものです。繰越の内容につきましては、繰越の概要に記載のとおりでございます。進捗状況などから継続費については通次繰越、繰越明許費については明許繰越を前年度に御承認をいただき、繰り越しを行ったものがあります。主な事業欄にもございますとおり、一般会計において、継続費では清掃センター維持管理事業の通次繰越や、物価高騰対応重点支援給付金給付事業や、勤労者総合福祉センター整備事業、橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業などにおいて事業の進捗状況などから、明許繰越の御承認をいただいております、そのほか上下水道事業などにおいても繰越事業がございまして、総計38件、50億0,874万2,000円余りとなります。なお、表の中ほどの一般会計の事故繰越につきましては、令和4年度末に前倒しで予算化したしまして、都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟の長寿命化改良事業、工事、監理業務委託において、令和5年度に繰越を行いましたが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響等により、建築資材の納期に遅れが生じるなど、年度内に業務を完了することができなくなり、再度、明許繰越ができないことから、事故繰越となったものです。表の一番下、各会計合わせまして、38件、50億874万2,000円余りについて、予算の繰越措置を行うものでございます。なお、参考までに平成30年度からの繰越額を表の下にお示ししております。8ページをお願いいたします。報告第18号から第20号につきましては、資本金等を2分の1以上を出資している法人につきましては、地方自治法の規定により、事業計画を提出することとなっていることから、一般財団法人土浦市産業文化事業団、一般財団法人土浦市農業公社及び株式会社ラクスマリーナの令和6年度の事業計画を報告するものでございます。主な事業計画については、記載のとおりとなっております。なお、事業計画書につきましては、後ほどサイドボックスに掲載いたしますので、御確認いただきたいと思います。報告案件についての説明は、以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは委員の皆様、ただ今の説明で何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございます。つぎに、条例について説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 9ページをお願いいたします。提出を予定しております議案のうち、まずは条例について説明させていただきます。議案第47号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、土地の埋立て等許可申請手数料の改正でございまして、土地の埋立て等の変更許可申請手数料について、煩雑化していることから、県内他市同様、面積区分のみで額を設定するなど、明瞭化を図る見直しを行うものであり、令和7年4月1日から施行するものです。議案第48号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、保育施設に係る基準省令等の改正に伴い、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る職員配置基準について、3歳未満児は、おおむね15人につき1人、4.5歳児は、おおむね25人に1人に改善する見直しを行うも

ので、公布の日から施行するものです。10ページをお願いいたします。議案第49号土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、条項のズレの整理を行うもので、公布の日から施行するものです。議案第50号土浦市下水道条例の一部改正につきましては下水道法及び地方自治法の規定との整合を図るため、これまで規則に規定していた排水管の管径や勾配等の構造基準に係る規定、及び、使用料等の過料に係る規定を追加するもので、公布の日から施行するものです。議案第51号土浦市教育支援委員会条例の一部改正につきましては、土浦市教育支援委員会の委員定数について、現在15人以内のところ、県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを委員に加えるため、定数を16名以内とするなどの改正であり、公布の日から施行するものです。条例改正についての説明は、以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今の説明で、何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ではつぎに、補正予算からその他の単独議案について、説明をお願いします。

○山口市長公室長 11ページをお願いいたします。補正予算について説明させていただきます。議案第52号令和6年度一般会計補正予算(第1回)につきましては、一般会計歳入歳出予算の表にございますとおり、歳入歳出それぞれに、18億1,377万9,000円を追加し、総額を585億4,377万9千円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等を計上するものです。具体的な内容は、その下の概要を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費につきましては、2項目ございます1項目めは、広沢グループから、企業版ふるさと納税総額10,000千円の寄付の申し出があり、そのうちの2,500千円を充当いたしまして、観光振興を目的に、パトレイバーの実物大のロボットを活用したイベントの開催費用や、新たなデザインマンホール3種類の設置に関する費用等を計上するものであり、歳入には特定財源として寄付金を計上するものです。2項目めは、企業や家族など国内外からの誘客を促進するため、サイクリングを軸とした、企業研修向けのプログラムや、子育て世帯をターゲットとしたモニターツアーなど、観光コンテンツの造成に関する費用や、市内の観光資源を案内できるサイクルガイドの育成などの費用を計上するものであり、歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。2款総務費、2項徴税费、2目賦課費につきましては、物価高騰対応重点支援給付金給付事業として、所得税については1人当たり3万円、個人市県民税については1人当たり1万円を控除する定額減税において、定額減税しきれない方に差額分を支給するための給付金及び給付に係る事務費を計上するものであり、当事業は全額国費で賄われることから、歳入には特定財源として国庫支出金を同額計上するものです。12ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社

会福祉総務費につきましては、同じく、物価高騰対応重点支援給付金給付事業として、昨年度にも実施しております、物価高騰に対応する国の経済対策により、令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人あたり5万円を加算して支給するための給付金、及び、給付に係る事務費を計上するものであり、当事業は全額国費で賄われることから、歳入には特定財源として国庫支出金を同額計上するものです。3款民生費、2項児童福祉費、3目児童手当費につきましては、本年10月分から、児童手当の支給期間の高校生年代までの拡大や、所得制限の撤廃、支給回数の変更などが予定されており、制度改正に関する周知を事前に行うため、対象者の抽出やチラシの作成、封入封緘作業、振込手数料などの費用を計上するものであり、歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。また、当初予算で計上した郵便料も補助対象となることから、合わせて一般会計から国庫支出金に財源更生するものです。3款民生費、3項生活保護費、1項生活保護総務費につきましては、本年10月から予定されている生活保護制度の見直しにより、被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給及び、早期就労により保護が廃止された場合のインセンティブの強化に伴う、システム改修費を計上するものであり、歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関して、令和5年度までは全額国費負担でしたが、今年度からは定期接種化により接種者に費用負担が生じることから、個人負担を軽減するための国や市からの助成を含めた、医療機関への委託料など、予防接種に係る費用を計上するもので、歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、ドライバー不足に伴うタクシー不足や路線バスの減便など、共通する交通課題に対し、つくば市、牛久市、下妻市と連携し、地域公共交通の維持・拡大を目指し、ドライバーの確保・育成、管理や、AIによるオンデマンドなどのプラットフォームを構築するための負担金を計上するものであり、歳入には特定財源として国庫支出金を計上するものです。8款消防費、1項消防、2目非常備消防費につきましては、消防団において、退職者が年度末に4名増したことから、当初予算で計上した退職報奨金を増額計上するものであり、財源として、消防団員等 公務災害補償等 共済基金からの受入金を計上するものです。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、不登校の児童生徒が増加しており、学校内における居場所づくりとして、教室復帰へのきっかけづくりを行うため、本年度から全中学校にフリースクールを設置しておりますが、通室生への更なる支援の充実化を図るため、新規に配置する支援員4名分の報酬等を計上するものであり、歳入には特定財源として県支出金を計上するものです。2項小学校費、3目学校建設費につきましては、総務費で御説明しました、広沢グループからの、企業版ふるさと納税 総額1,000万円の寄付から750万円を活用し、真鍋小学校 及び 大岩田小学校にブランコを設置する費用を計上するものであり、歳入には特定財源として寄付金を計上するものです。13ページをお願いいたします。つづきまして、契約の締結についてでございます。契約案件につきましては、予定価格1億5,000万円以上

の工事等の請負契約につきまして、条例により議会の議決が必要なことから、議案として提出するものです。議案第53号土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結につきましては、郡司建設株式会社と2億1,692万円で契約を締結するものです。14ページをお願いいたします。議案第54号清掃センターごみクレーン外整備工事請負契約の締結につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設に係る更新工事について、株式会社タクマと15億9,500万円で契約を締結するものです。15ページをお願いいたします。つづきまして、財産の処分についてでございます。財産の処分につきましては、予定価格2,000万円以上、1件5,000㎡以上の土地の売払いにつきましては、議会の議決が必要なことから、議案として提出するものです。議案第55号滝田一丁目地内市有地売払いにつきましては、滝田8番1及び8番2のジュール跡地の面積1万3,437㎡の市有地の売払いについて公募したところ、1事業者から計画案の提出があり、その内容についての審査を経て入札を行う、二段階一般競争入札により、3億900万9千900円で、株式会社ウイングマネジメントと売買契約を締結するものです。以上3件の契約及び財産の取得について、議決をお願いするものでございます。以上3件の契約及び財産の処分について、議決をお願いするものでございます。16ページをお願いいたします、議案第56号市道の路線の認定につきましては、16ページの板谷72号線、17ページの東真鍋22号線。いずれも、民間会社の開発行為に伴う認定でございます。18ページをお願いいたします。議案第57号茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、地方公共団体の組合、広域連合の規約を変更する際には、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の協議により定め、都道府県知事の許可を受ける必要があります、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を要することから、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、議案として提出するものです。内容につきましては、被保険者証等の文言の整理及び共通経費負担金の算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を変更するものです。説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは委員の皆様ただ今の説明で何かございますか。

○勝田委員 勝田です。よろしく申し上げます。ちょっと2点ほど教えてください。衛生費、保健衛生費のコロナワクチンの接種の件なんですが、国から2億1,663万円と、一般財源で8,927万円。いいんですね、これね。これはワクチンを接種する私の周辺ではかなりの方がもうほとんどやってないというような状況があります。ちょっと全体像がわからないんですが。これかなりの一般財源を出してまたやるということなんですけども、そのあたり、これどのぐらいの人数で読み込んでるんですかというのを後でもいいんだけど。ちょっとね一般財源ここまで出す必要があるのかなっていうのはちょっと納得したいので教えてください。

○山口市長公室長 対象者につきましては、65歳以上、それから60歳から64歳の基礎疾患を有する方でございます。おおよそ4万3,500人を見込んでおります。このうち、接種率も、6割で見込みますと大体2万6,000人強が接種をするかなと

ということでございまして、こちらはですね、予算のほうはつけてございますけれども、当然接種者が少なれば費用のほうは少なくて済むということでございます。ちなみに接種費用につきましては、現在、国の方での見込みでは1万5,300円。1回の接種として見込まれておりまして、国の助成の方が、このうち8,300円、市が助成として3,000円を助成するというので本人の自己負担は4,000円。これは薬価ですとか、それから医療機関の手数料等によっても若干変わっていますのであくまで見込みです。以上でございます。

○**勝田委員** わかりました。ありがとうございます。それとその下の7土木費のですね、このモビリティサービス基盤構築という言葉があるわけですけど。これちょっと簡単に教えていただけないでしょうか。

○**山口市長公室長** バス路線ドライバー不足によりまして、こちらのほうのバス路線の減便とかがですね、あるいはタクシーの運転手不足というものが各地で叫ばれておりまして。先ほど御説明をいたしましたようにつくば市、牛久市、下妻市及び土浦市の4市で連携をいたしまして、まずドライバーの確保育成管理を図るためにまずプラットフォームを作りまして、4市でプラットフォームを作って、そこに登録をしていただいて、ドライバーをそこから派遣するような事業と、それからAIによるオンデマンド事業。こちらはですね、ライドシェア現在行われてるライドシェアを全体的にはなくてですね、地区、具体的に言いますと天川地区、土浦市では想定してるんですけども、そちらを構築しようとして、現在行われてるということで、こちら3年間続けて実証事業という形で行う予定でございまして、まずその1年目が今年度補正予算で計上するというものでございます。以上でございます。

○**吉田委員長** その他ございますか。

○**矢口委員** 企業版ふるさと納税、1,000万あったというお話でしたが、こちらは使途は特に限定されないものなんでしょうか。

○**山口市長公室長** 企業版ふるさと納税はあらかじめこういった事業に充てますということで本来募集するものなんですけれども、順番がちょっと逆になった部分もあるんですが広沢グループから1,000万円寄付をいただけるということで、こういった形ということで広沢グループと話し合いをしましたところ、観光振興にまず役立てていただきたいということと、それから子供たちの教育の部分に役立てていただきたいといった協議がありました。今回はパトローバーのほうのデッキアップといいまして、実物大のロボット。よくガンダムを想像していただければいいかなと。大きな実物大のロボットを、トラックで運んできて、それを立ち上がらせるようなイベントをキララまつりにおいて行いたいと言う事と、小学校の遊具のほうがですねやはり、こちら危険なものもちょっと出てきたということで、そちらのほうのブランコの設置に充てるということ広沢グループから御了解をいただいているということでございます。

○**吉田委員長** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** それではないようでございます。以上で上程される議案等の説明は終わ

りました。その他執行部から何かございますでしょうか。

○片山副市長 ございません。

○吉田委員長 それでは執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。大変ありがとうございました。

＜執行部 退席＞

○吉田委員長 協議に入る前に、議会事務局職員の人事異動がありました。自己紹介をお願いします。

○櫻井事務局長 今お話がありました、令和6年4月1日付けの人事異動により、議会事務局に異動されました職員を紹介させていただきます。まず最初に、次長の元川でございます。

○元川事務局次長 よろしくお願いいたします。

○櫻井事務局長 総務係主任の堀内でございます。

○堀内主任 よろしくお願います。

○櫻井事務局長 議事調査係主事の古宮でございます。

○古宮主事 よろしくお願います。

○櫻井事務局長 以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは協議に戻ります。つぎに、請願陳情についての協議に移ります。受理番号5脳脊髄液減少漏出症医療改善を求める意見書を国及び県に提出することを求める請願について、事務局から説明願います。

○元川事務局次長 1ページの請願陳情文書表を御覧ください。提出期限まであと1週間ありますが、これまでに提出されましたのが請願1件、陳情4件でございます。まず、受理番号5の請願1件につきましては、2ページから8ページにございます、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び県に提出することを求める請願書で、紹介議員は平石勝司議員、提出者は、当該疾病の患者会である、脳脊髄液減少漏出症 our Wishの代表でございます。まず、脳脊髄液減少症とは、何らかの原因で脳脊髄液が脳脊髄液腔から漏出することで減少し、頭痛やめまい、耳鳴り、倦怠など様々な症状を呈する疾病で、原因としては、交通事故、転倒、整体、スポーツなどで発症すると言われており、原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒等の中には、当該疾病が原因である可能性があるものの、専門医による検査をしなければ診断できないため、発見が非常に難しいという現状もあるようです。請願の内容といたしましては、脳脊髄液減少（漏出）症には完治がなく、長期的ケアが必要であるにもかかわらず、茨城県内には、現在まで当該疾病の専門医が在籍した病院がなく、保険適用で長期的に病態を経過観察できる医療機関もないことから、茨城県に対し、県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保するよう求める意見書を提出することを求める、というもの。また、全国に数十万人いるといわれる脳脊髄液減少（漏出）症患者の多くは難治性であるものの、確立した治療法もなく、難病指定もされていないことから、早急に難治性患者を救済するため、国に対し、国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること、さらに難治性の長期疾患患

者を指定難病へ追加することを要望する旨の意見書を提出することを求める、というものでございます。こちらの請願について、付託する委員会の御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 皆様、御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは、受理番号5の請願について、付託先は文教厚生委員会ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは受理番号5については、文教厚生委員会ということで決定をいたします。つぎに、受理番号6より高い倫理感と品位を持った議会運営に関する陳情書について、事務局から説明願います。

○元川事務局次長 つづきまして受理番号こちら6から8の陳情3件につきましては、市内の同一の陳情者から提出があったもので、今委員長から話がありました1件目につきましては、資料4の9ページから10ページになってございます。受理番号6より高い倫理感と品位を持った議会運営に関する陳情書というものでございます。こちらの内容につきまして10ページの趣旨及び陳情事項、こちらを朗読させていただきたいと存じます。趣旨、市民の代表たる議員がその責務を高いレベルで達成するためには、議会における活動をより高い倫理感と品位を保った真摯な姿勢で行うことが必要である。議会における態度やあるべき姿を規定し、その遵守を図ることで土浦市議会の価値を高めることをその趣旨とする。陳情事項1、議会におけるその構成員全体の態度や向かい方を規定する条例の制定。2議会における最低限の品位を保持すべく、議場内のすべての構成員に居眠り（と取られる態度等を含む）や、勝手な私語の禁止を徹底する。疾病等により上記と取られるような姿勢が出現する可能性がある場合には、事前に議長に診断書等を提出し、個別に許可を取ることも規定する。3、その他、議事に集中しないような行動（ネット検索や進行中の議事に関係ない自身の都合による調べもの等）も禁止とする。4、上記1、2、3の状況を監視し、その徹底を議長に進言し得る組織を創設する。以上の内容となっております。こちらの陳情につきまして付託する委員会のほうの御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 それでは、付託先の委員会を決めたいと存じますが。

○勝田委員 総務になるんですか。内容から言いますと、総務なので。

○吉田委員長 元川次長何か御意見ありますか。

○元川事務局次長 そうですね中身につきましては、構成員ということで執行部も含めたような表現がございますけれども。内容としてはその議会の運営という部分になるのかなと事務局のほうはちょっと考えているところでございます。

○勝田委員 そうなると総務なのかなと私は思います。

○矢口委員 非常にこれ、耳の痛い内容でありまして、特に陳情者が、いつも傍聴されてよく私達を見てられる方ということなんで、これ真摯に受けとめないといけないと思うんですが、委員会どこかというよりも、これ議員全員、私たち一人一人に対してのことでもあるんで、少しどうなんでしょうね。委員会、三つの常任委員会という意味では、

当然これ総務市民委員会なんでしょうけど。全協で皆さんで少し話題にするとか何か、全員に関わる事そういう場面も必要なのかなっていう気がするんですけど。

○吉田委員長 陳情として上がっているという状況でございますので、しっかりとどこかの委員会で。まずね、このことは、こういうふうにしてやってこうということをしっかりとやって、やっぱり結果をそして皆様にまたそのことを、伝えていくという、そういう流れになるかなと思うんです。より高いとこの陳情書の頭にあるんですけど、より高い倫理感と品位を持った議会運営に関する陳情書と、そこに冠がついておりますので、これは議会運営委員会でやるのが一番いいのかなというふうに私はちょっと感じております。どうでしょうか。そういう方向で、この議会運営委員会で、様々な観点から見られるというのはこの議会運営委員会ということもございまして、その方向でしたいかなというふうにはちょっと考えます。

(「はい」との声あり)

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、受理番号6につきましては、議会運営委員会ということで決定をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは、議会運営委員会にて審査を行うこととなりましたので、日程がもう限られておりますので、ここでちょっと議会運営委員会につきまして、開催をしなければなりませんので、日程を決めたいと思います。陳情審査による委員会の開催なんですが、6月13日の木曜日、あるいは17日の月曜日、両方とも10時からということでどちらかという。選択になるのですが、6月14日の金曜日は総務、文教、産業経済の懇親会が。どの委員会もちょっと入っているという状況がございまして、13日で、皆さんの御予定が大丈夫であれば、大丈夫ですか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは13日の木曜日、10時からということで、決定をしたいと思っております。それではつぎに、受理番号7、補助金に関する陳情書について、事務局から説明いたします。

○元川事務局次長 つづきまして、受理番号7補助金に関する陳情書でございます。資料は11ページから12ページになってございます。内容につきまして12ページの趣旨及び陳情事項、こちらを朗読させていただきたいと存じます。趣旨、補助金の適正運用を図ることで資産の一層の効率活用を促進するため、補助金の現状とその運用の推移を確認する。陳情事項1、平成30年開催の土浦市補助金等検討委員会による判定（不要、要改善等）に対する、現在（令和5年）の実施状況の確認、2、上記1を踏まえての令和6年度予算における状況。3、上記2を踏まえての補助金等検討委員会の今年度中の実施、4、その改善状況の推移確認のための隔年での小委員会の開催。5、チェック機能である市議会内の監視機能の創設。以上のような内容となっております。こちらの陳情につきまして付託する委員会の御協議をよろしくお願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、付託先でございますが、補助金に関する陳情書ということでございまして、総務市民委員会ということかなというふうに

は考えますが。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** 御異議なしと認めます。総務市民委員会に付託いたします。受理番号7については、ただ今のとおり決定をいたします。つぎに、受理番号8、監査に関する陳情書について、事務局から説明を願います。

○**元川事務局次長** つづきまして受理番号8、監査に関する陳情書でございます資料は引きつづき13ページから14ページになってございます。内容につきまして14ページの趣旨及び陳情事項を朗読させていただきたいと存じます。趣旨、監査結果に対する精査を行うことにより、行政の効率的運用を進め、併せて監査体制の強化を図ることをその趣旨とする。陳情事項1、監査結果特に指摘事項に関する対応の状況の明確化を図るための体制の構築(監査結果検討委員会等の設置)、2、上記1を踏まえての令和4年度監査内容への対応状況の精査。3、監査委員の増員、または構成の変更を検討する。以上のような内容となっております。こちらの陳情につきまして付託する委員会の御協議をよろしく願います。

○**吉田委員長** それでは受理番号8、この付託先でございますが、監査ということで総務市民委員会ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** それでは、受理番号8については、ただ今のとおり総務市民委員会に付託することに決定をいたしました。つぎに、受理番号9、市外者からの郵送による陳情のガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情について、事務局から説明願います。

○**元川事務局次長** 最後に、資料15ページから17ページにございます。ただ今委員長の方から御案内がございました受理番号9につきましては、市外者からの郵送によるものでございます。内容につきましてはガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書というものでございます。こちら県外からの郵送による陳情につきましては、先例によりまして議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないとされてございます。つきましては全員協議会において全議員に配布する形でよろしいかこの点を御協議いただきたいと思います。なお、これまで御説明させていただいた請願1件、陳情4件の提出者の情報のうち、個人情報に当たる個人の住所や氏名について、傍聴者及びホームページ公開用資料につきましては、個人情報保護の観点から該当部分を黒塗りにしてありますことを申し添えさせていただきます。よろしく願います。

○**吉田委員長** それでは、受理番号9については、ただ今事務局より説明がございましたとおり、先例に基づいて、全員協議会にて全議員に配布することということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** 異議なしということで、番号9については、ただ今のとおり決定をいたします。つぎに、各種委員会等委員の選出について御協議をお願いします。事務局から

説明願います。

○**元川事務局次長** 各種委員会委員の選出についてでございます。資料につきましては、フォルダーの最初でございます、本日の日程が記載された「件名一覧」をお開きください。こちらの資料の1ページ、4協議事項(2)の④をお願いいたします。本件につきましては、今回2件でございます。まず、男女共同参画推進委員会委員につきましては、選出すべき人数は1名で、任期は本年7月1日から3年間、従来の選出方法は、総務市民委員会から1名の選出となっております。つぎの土浦市都市計画審議会委員につきましては、選出すべき人数は3名で、任期は本年7月1日から2年間、従来の選出方法は各委員会から1名の選出となっております。それぞれの選出方法につきまして御協議をお願いいたします。

○**吉田委員長** それではただ今説明のありました、各種委員会委員についての選出方法でございますが、事務局から説明のあったとおり、従来の選出方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** 異議なしということでそれでは従来とおりの選出方法といたします。つぎに、協議事項(3)議会報告会出席議員について協議をお願いします。これは議会報告会を開催するにあたり、同実施要綱第5条に、報告会に出席する議員については、議長が議会運営委員会に諮って決定するとありますことから、議長より協議を依頼されたものです。では、議会報告会の所管である広報広聴委員会委員長から報告会の概要について説明を願います。

○**鈴木広報広聴委員長** 委員の皆さん資料5を御覧ください。議会基本条例の第13条に基づいて、昨年度は土浦第一高等学校で実施、参加生徒数が45名でございます。議会報告会につきまして今年度常総学院高等学校での実施を予定しております。内容は、現在学校と調整中ですが、日時は7月10日水曜日の午後4時から6時まで。参加生徒数は、一年生を中心に30名程度。各常任委員会に分かれての委員会活動報告及び意見交換会では、各生徒約10名での実施を予定しております。本件につきまして、委員長から説明がありましたとおり、議会報告会実施要項の規定により、出席する議員は、議長が議会運営委員会に諮って決定することになっておりますことから、出席議員についての御協議をお願いいたします。

○**吉田委員長** ありがとうございます。それでは出席議員ということで、全議員参加ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** 異議なしと認めます。それでは6月4日の全員協議会にて、広報広聴委員長より報告を願います。よろしく申し上げます。つぎに、協議事項4、政務活動費の手引きの改正について、事務局より説明を願います。

○**元川事務局次長** 本年4月23日に開催された総務市民委員会の令和5年度政務活動費の審査に関して、委員長より議長に対し、議運での協議をお願いしたいという事項が2点ございました。1点目は、事務所費で購入した備品の取扱いについてで、パソコン

を購入した事例に関して、使用年数の4年が経過した後の所有権はどこに帰属するのか等のさらに細かいルール化が必要ではないか、との御意見をいただきました。資料6をお願いいたします。現在の政務活動費の手引きの申し合せ事項では、資料右側の旧の欄に記載のとおりであり、該当箇所を読ませていただくと、使用年数の途中において使用不能になった備品及び使用年数を過ぎて不要になった備品については、廃棄手つづきを行った後、会派の責任で処分することができる。会派構成に異動があった場合には、関係会派間で協議し、移管するなど適切な備品管理に努めるものとする。会派が消滅した場合は、使用年数に満たない備品を事務局に引継ぎ、事務局は議長と協議の上、有効活用に努める。とされております。今回御意見をいただいた使用年数経過後の備品の取扱いにつきまして、さらに詳しく記載するとした場合、資料左側の新（案）の欄に記載のとおり、下線部分の議長が保管し、議会の財産としてを追記する形を事務局案としてお示しさせていただいております。2点目は、広報費で作成した広報紙についてで、写真や発行元の表記等のさらに細かいルール化が必要ではないかとの御意見でございます。現在の申し合せ事項では、印刷物による報告、PRをする場合の注意すべき事項といたしまして、発行者名に関しましては、①広報紙あるいは報告書の発行者名は、会派の場合、土浦市議会会派〇〇とし、党派の場合は〇〇党土浦市議団とする。議員の場合においては、土浦市議会議員〇〇〇としなければならないとされております。また、写真に関しましては、④以下に掲げる議員個人の写真やプロフィール等を広報紙に掲載する際は、掲載方法やその内容などから、広報紙に掲載することへの必要性について十分な検討を行った上で、必要最低限の掲載に留めることとする。すなわち、これらの記載が報告事項の内容と付随して一体となっているとともに、その表現、構成等が報告を効果的に行うため工夫されているものでなければならないとされております。今回御意見をいただいた広報紙における写真や発行元の表記等につきまして、さらに詳しく記載するとした場合、資料左側の新（案）の欄に記載のとおり、下線部分の、議員個人の写真の大きさの目安は、縦横とも紙面の長さの5分の1程度以内とするという平成22年11月5日の東京高裁判例を追記する形を事務局案としてお示しさせていただいております。以上、さらに細かいルール化が必要か否かをお諮りしたいと存じます。

○吉田委員長 ただ今説明ございました。皆様から御意見ございますでしょうか。

○勝田委員 議員個人の写真の大きさ記載があるじゃないですか。記載してもらおうとわかりやすくありがたいなと思うんですが、これ議員個人の写真って、具体的には会派だと数名いるじゃないですか。その人が写ってる。1人で写ってるっていう意味ですか。あれ、みんなでまとめた写真とか、あるいは活動してる方、状況ってあるじゃないですか。視察に行ってみてる様子ですとか、あるいは会議やってる様子ですとかっていうそのPRでは、なんてのは個人の選挙PRではないだろうなという活動を風景の写真なんかっていうのも含んで、そういったものが紙面の5分の1ってことだよなというような感じの受けとめでいいんですかね。

○元川事務局次長 まずその写真につきまして、その活動報告と関連があるかどうかという部分が大前提となっております、その辺については、今読み上げさせていただ

た申し合わせ事項のほうで、最低限とか、その内容を付随しているというような表記がございますので、これを満たした上で、どの程度の大きさまで許容範囲なのかという部分で今回お示ししたのが、こちらの内容となっております。こちらちょっと参考にさせていただいたのが、会津若松市のほうの政務活動費の取扱基準。広報費に限定して詳しく規定しているようなものがございまして、こちらの中では議員の顔写真という表記でこちらの判例を根拠にしてこういった表記がございました。あと他の自治体とか見ると細かいところだと、何平方センチメートル以内とかというような表記とか様々な表記の仕方がございまして、あまり細かく最初からルール化するよりは運用しながら、順次見直しをかけていくような形がよろしいのかなと思ひまして、一番わかりやすいものということでちょっと今申し上げた会津若松市の方から、引用といいますか、参考の上こういった表記にさせていただいておりますので、その活動内容の部分で、例えば何名かの議員の方が活動してる写真が1枚という場合でも、おそらくこの大きさというのは、判例ではこれ以上大きいと別の意味の訴えかけがあるようなふうに取りられる恐れがあるみたいな判例でございました。どちらにも、運用が可能かなと思われまふ。あとは細かいところ、その集合写真についてはこのぐらいの大きさとか、別途記載しているような事例もありますので、今回ちょっと議員個人個人の写真というちょっとイメージで作らせていただいておりますけれども、今後運用していく中で、また指摘なり、見直しが必要となった場合は御協議させていただければと考えております。以上でございます。

○**勝田委員** 本当にこれ悪意云々の問題ではなくて、やっぱり規定しておかないと、意見をいただいた時に、これに基づいてやりましたっていうのはあつたほうがいいと思うんですよね。見方によってやっぱりいろいろとれますので、今の意見、ごめんなさい。もう1回ちょっと確認なんですけど。写真って1枚とは限らないと思うんですけど、複数枚、その写真的なものとかを乗せたその合計が紙面の5分の1以下っていう、逆に言うと紙面の5分の4以上は文字等で構成する。という感じですよ。

○**元川事務局次長** はい、今おっしゃつたようなイメージで想定してつけてますので、複数枚写真があつた場合について、活動をこの内容とか関連性とかもございまして全部で5分の1以内という、かなり小さな写真になってしまうような状況もございまして、紙面の構成に基づいて、判断が必要になってくるのかなと考えております。

○**勝田委員** ありがとうございます。作る時にちょっと事務局とも相談させていただきながら、お互い問題あると困るので、その辺りできるとありがたいと思ひます。ありがとうございます。

○**矢口委員** ちょっと今お話聞いてて改めて確認したいのは、縦横ともに5分の1っていうことは、面積でいうと25分の1の大きさになるわけですよ。それが1枚だけつてのは、まず有り得ない話なんで。ここでの解釈はやっぱりその議員個人のこういう写真の大きさ、いわゆる25分の1の面積というふうにとらえるべきなのかなと思ひます。あと、そもそもこうしてきちんと数字で明記されたのはとてもいいことだと思ひんで、こうして会津若松市でしたっけ、そういった例を見つけてきていただひて本当に感謝しております。以上です。

○**吉田委員長** 今ただ今委員の皆様からちょっとお話がございました、5分の1以内にするということでなんですが、一番先に大事なところは、議員の宣伝行為と混同されないという、その点を踏まえた上での5分の1ということでございますので、今回特に、議員の顔写真、そういったものが、より大きくとかね、なってしまうと、こういう選挙活動っていうね、そちらに見られてしまうという状況がございますので、今回は議員の顔写真、そういったところが今回の5分の1以内という、そういう状況を数字で表していただいたということですので。

○**田中委員** 今委員長が言われた顔写真なのか、ここには個人の写真って書いてあるだけなんで。この全体像まで入るのかっていうのをちょっと確認しておきたいかなと。

○**元川事務局次長** 個人の写真ということで、それは写真の大きさがもう全てかと存じます。ですので、その写真が全身であれば同じ扱い、顔であっても同じ大きさの扱いということになっております。あと、ちなみその判例の方もちょっと先ほどからいろいろ御意見出てるので、参考にさせていただいた判例の方は、議員の顔写真ということで書かれておまして。目立つ場所に掲載されているが、写真の大きさは縦が紙面縦全長の5分の1程度、横全長の5分の1程度であり、議員の氏名の記載も通常の題字の大きさと同程度であって、宣伝活動の側面が読者に訴える力は、市政報告の側面よりも明らかに弱く、議員本人の同一性確保の目的が強いということが出来るため、政務活動費を充当できますよというような判例の内容となっております。以上でございます。

○**吉田委員長** 田中委員。大丈夫でしょうか。

○**田中委員** はい。

○**吉田委員長** 先ほど勝田委員も仰っておられましたが、議員の、これ顔写真がこれメインの話ということではありますが、様々な活動の写真を載せたいよとか。こんなふうな場面をとということもあろうかと思しますので、勝田委員がおっしゃったように、よく事務局と相談した上で、発行に至っていただきたいと。そういうことが申し添える内容かなというふうにはちょっと感じました。意見でございます。それではただ今の政務活動費の手引きの改正につきましては、改正とすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** それではただ今のとおり決定をいたしました。つぎに、協議事項(5)一般質問における一括質問一問一答方式及び一問一答方式の運営について協議を行います。事務局から説明を願います。

○**元川事務局次長** 前回の議運において、一般質問の一問一答方式について、第2回定例会より、従来の方式に加えて、冒頭から一問一答で行う方式を追加し、発言の方法を、一括質問一括答弁方式、一問一答方式、一括質問一問一答方式の三つとすることを決定いたしましたことから、「一般質問発言通告書」の様式の一部を変更する必要があるがございます。つきましては、事務局案といたしまして、資料7を作成いたしました。表面の発言者方式の欄に「一括・一問一答方式」を追加し、裏面の記入上の注意の2に、それぞれの発言の方法の説明を追記したものととなっております。本様式の変更につきまして、御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 それではただ今の説明につきまして、一般質問発言通告書についての御意見はございますでしょうか。特になければ一般質問の発言通告書につきましては、事務局説明のとおりということで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは事務局説明のとおりといたします。こちらについては議会運営委員長より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知していただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。続いて、一問一答方式における執行部のディスプレイ運用方法について協議を行います。事務局から説明願ひます。

○元川事務局次長 引き続き、本件に関連いたしまして、一括質問一問一答方式、または一問一答方式により、執行部が執行部席で答弁を行う際にディスプレイを使用する場合の運用方法について、御協議をお願いしたいと存じます。

○吉田委員長 執行部のディスプレイ運用方法についてでございますが、何か皆様から御意見等がございましたら、また事務局で案がございましたら、お示しいただきたいと存じます。

○元川事務局次長 ディスプレイの端子のほうは現状ですと登壇席と質問席の2ヶ所にしかございません。一問一答の場合は執行部は、執行部席で起立して、答弁しているような状況でございます。執行部の方でもしディスプレイを使うといった場合、質問席のほうには質問者がおりますので、議長に許可を得た上で演壇の方でディスプレイの端子を使って、答弁する以外ちょっと方法はないのかなと思われまますのでこの運用方法でよろしいかどうか、お諮りさせていただきたいと存じますよろしくお願ひします。

○吉田委員長 今説明がございました事務局案でございますが、そのとおりとしてよろしいでしょうか。何かほかにこのようにしたらというような御意見がございましたら、お伺ひしたいと存じます。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは事務局説明のとおりといたします。よろしくお願ひをいたします。つぎに協議事項(6)委員会会議録不在の報道に関する要望書への回答について協議を願ひます。事務局より説明願ひます。

○元川事務局次長 資料8をお願いいたします。本件につきましては、市民からの決算特別委員会の会議録の情報公開請求により、各委員会の会議録の中で存在していないものがあることが判明し、新聞各紙に報道されたことを受けて、令和4年9月9日に日本共産党土浦市議団より議長に対し、資料8の1ページのとおり要望書の提出があったものでございます。本要望書に対しましては、令和4年9月14日付けで、資料3ページのとおり回答いたしました。文書の末尾に「なお、すべての調査が終了し、全容を把握できた段階で改めて御報告申し上げます。」と記載しておりましたことから、今般、さらなる調査の結果について回答するものでございます。なお、調査については、こちらの文書の本文の5行目以降に記載のとおり、情報の公開に関する規程が施行された平成9年まで遡って行いました。調査結果につきましては、資料4ページを御覧ください。

こちらの文書は、日本共産党土浦市議団に対する報告案として作成したのですが、2調査結果に記載のとおり、開催が確認できた委員会の開催数1,386件のうち、会議録の保存が確認されたものが1,095件、会議録の保存が確認されなかったものが291件で、平成14・15年及び平成25年以降の会議録には不存在はございませんでした。つきましては、本件に関しまして、日本共産党土浦市議団への報告文書について、及び調査結果を公表するか否かについての2点の御協議をお願いしたいと存じます。

○**吉田委員長** ただ今説明ございました。この報道に関する要望書に対する報告につきましても、まず、この案ということでございますが、この報告の内容でよろしいんでしょうかということと、それからそれを踏まえて今度はメディアへの報道、これを公表するしていくべきかどうか、そしてどのように公表していくべきなのか何か御意見がありましたらその2点について御協議をお願いしたいと存じます。

○**勝田委員** 最初にあったのが久松前議員さんのほうから出たということはわかりました。それに対しての当時の令和4年9月14日付の回答もわかりました。ここで新たに該当するということは、新たにあれでしょうかね。その後の経過がどうなったかということに関して、日本共産党の市議団から要望があったので答えるということですか。

○**元川事務局次長** 特に本件に関して、新たに要望というのはございませんけれども、前回の回答文書を先ほどお話した末尾に、改めて報告という文言がございまして、あと前回の時点ではその全容がまだ調査が進んでないという部分で、今回一とおり調査が終了したということで、前回の回答文書の中でそういう文言を使って議長名での文書になっておりますので、調査の結果、お知らせしたほうがということで考えて作ったものがございます。あともう1点ちょっと公表の部分についても委員長のほうから御協議ということでお話ございましたけれども、これまでの経緯ということで、勝田委員のほうからお話がございました。これまでのスタンスとしましては、新聞報道にもございましたけれども正確な会議の開催数も把握できない状況ですので、正確な不存在の数字も把握できないので、今後は公表しないというような、これまではスタンスでございまして、その旨、報道もされてるような状況もございます。ただ今回いろいろ調査した中で、これだけの件数だったという部分でいかなものかということと、あとこれを日本共産党さんのほうに回答して、それがまたどこかで出回って報道をされるということも想定されますので、あらかじめ議会としてどうするかということで、御協議をいただきたいと存じますよろしくお願いたします。

○**勝田委員** はいありがとうございます。当初のお答えした内容に基づいて自主的にお答えするというのは非常にいいことだというふうに思います。ありがとうございます。ということは、これ以上は確認しようがないところまで確認したので、これが議会事務局としては最終的なものでこれ以上もうないよという最終結論が出たのでという認識でよろしいですか。

○**元川事務局次長** おっしゃるとおりでございます。調査が終わってこういう状況でしたということで、これ以上もう確認ができない状況でございますので、この調査結果について、日本共産党さんも含めて、全議員の皆さんにも周知した上で、それを公表する

か否かという部分について御意見いただければと存じます。

○**勝田委員** ありがとうございます。内容はこれでいいと思います。公表すべきかどうかということに関しては、なかなか難しいんで、私はどっちかっていうと全協で皆さんの意見聞いたほうがいいのかなどというふうに思います。別に隠し立ても何もしてない資料ですから、それを以前、こういった経緯でメディアに取り上げられたことを公表しないことによるリスクっていうのもあると思うんですよね。あの姿勢を問われる接客、せっかく自主的に結果を踏まえて出されたということは、素晴らしいことだけでも、それを公表しなかったことよってのリスクというのもあるし、公表すればしたでまたということもあるなどは思いますのでちょっと非常に難しいところですけど、どういった姿勢を示すんだというような、この体制の問題ですから。ちょっと皆さんの御意見聞いた方が私はいいのではないかなというふうには思いますけどね。

○**島岡議長** いろいろ私なりにも考えましたところ、ここで一応けじめをつけて公表をさせていただきたいと、そのように思っております。よろしくをお願いします。

○**吉田委員長** いや、素晴らしい御意見だと思います。そういったことであれば、私は公表していいのかなどというふうには思います。

○**吉田委員長** ほかの皆様も公表という形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** やはり、ここまで丁寧に設置、調べていただいたその結果ということで、前からも報道がございましたので、しっかりと今議長からもお話がございました。公表すべきということで、議会運営委員会としてはそのように決定をさせていただきたいというふうに思います。それでは、調査結果を6月4日開催の全員協議会において、議長及び議会事務局長より報告することといたします。つぎに、協議事項(7)公共施設包括管理に関する研修の開催について、事務局から説明を願います。

○**元川事務局次長** 資料9をお願いいたします。このたび、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として実施されております、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用いたしまして、専門的な知識を有するアドバイザーをお招きし、令和6年度議員研修会として、公共施設包括管理に関する研修を開催することとなりましたので御案内申し上げます。研修の内容につきまして、開催日時は7月8日月曜日の午後1時30分から3時、場所は議場にて、講師は有限責任監査法人トーマツよりマネージャーの山田達也氏をお招きして、現在の本市における課題の一つでもある公共施設マネジメントにおいて導入を検討しております、包括管理につきまして、御講演いただき、理解を深めることを目的とするものでございます。包括管理とは、現在、所管部署でそれぞれ行っている各施設の点検・清掃・修繕等の維持管理に係る業務を、包括管理事業者に一括して委託するというもので、これまで様々な自治体等での取組に携わってこられた方からの話を聞ける貴重な機会ですので、是非御参加いただきますようお願い申し上げます。

○**吉田委員長** ただ今公共施設包括管理に関する研修の開催について、事務局説明のとおりのことよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めますそれでは、7月8日開催といたします。つぎに協議事項(8)年間を通じた服装調節について、事務局より説明願います。

○元川事務局次長 資料10をお願いします。令和2年より実施しております年間を通じた服装調節について御案内いたします。資料は執行部の文書になりますが、こちらに記載のとおり、上着及びネクタイの着用については、社会通念上軽装が適当でない認められる場合を除き、各自で判断することとなっております。特に、5月1日から10月31日までの期間は集中取組期間として、原則、上着及びネクタイは着用しないとされております。なお、軽装が適当でない認められる表彰式や会議等の場合の基本的な考え方については、資料下部の表を御参照願います。つきましては、委員会を含む議会出席時の執行部の服装は、上着着用かつノーネクタイとなり、議会側も執行部に準じた対応に努めることとなりますので、よろしく願いいたします。

○吉田委員長 このことに関しまして、御意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。それでは事務局説明のとおりということとさせていただきますと存じますが御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは、こちらにつきましては、議会運営委員長より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知していただきたいと存じます。つぎに、協議事項(9)パロアルト市姉妹都市への訪問者について、事務局より説明を願います。

○元川事務局次長 令和6年度国際交流事業といたしまして、姉妹都市締結15周年記念行事への参列のため、10月2日から6日の3泊5日でパロアルト市への訪問が予定されており、執行部からは市長と随行の2名が訪問するとのことでございます。同様に、議会からは議員1名、随行1名を予定しており、当該旅費等の予算につきましては、今年度当初予算に計上してございます。なお、これまでの実績については、資料11のとおりで、平成22年度に、日本土浦まつりへの参加を目的として、議長及び各常任委員会から1名ずつ選出し、事務局随行職員1名を含めた6名で訪問、平成24年度にも同様の人選で訪問予定でしたが、先方の都合により派遣中止、平成26年度については、議会運営委員会で協議の上、議長及び所管の文教厚生委員会・環境経済委員会から各1名を選出し、随行職員1名を含めた4名で訪問、以上のような状況となっておりますが、今回はパロアルト市の意向により、日本土浦まつり等の盛大な歓迎イベントではなく、規模を縮小した交流会になるとのことでございます。つきましては、訪問する議員1名の人選について御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 皆様から何か御意見等々ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 1名ということでございますので、島岡議長とすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしということで、ただ今のとおりの決定をいたします。その他、事務局で何かございますでしょうか。

○元川事務局次長 その他といたしまして全国及び茨城県の議長会から寺内議員と鈴木議員の二名に表彰がございます。また、6月定例会初日の開会前に、議場にて議長から表彰状の伝達を行うこととなりますので御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありますか。事務局いかがですか。

○元川事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、全ての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。